

岐阜県公報

第二千六百一十号
平成二十六年十一月二十五日

(火曜日)

目次

告示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課)	七二三
指定訪問看護事業者等の指定	(同)	七二四
指定医療機関の廃止の届出	(同)	七二四
介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定	(同)	七二四
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	七三〇
指定介護機関の廃止の届出	(同)	七三二
指定介護機関の休止の届出	(同)	七三三
道路の区域変更	(道路維持課)	七三四
道路の供用開始	(同)	七三四
都市計画の変更	(都市政策課)	七三四
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	七三五
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同)	七三五
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業・金融課)	七三五
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し	(建設政策課)	七三六
開発行為の工事の完了	(建築指導課)	七三七

岐阜県告示第六百四十五号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

告示

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
のりくらファミリー	眼科	高山市大新町五	一六二	一	平成二六	四	一		
羽島皮膚科	内科	羽島市竹鼻町丸の内	五	一五					
やまむら整形外科		土岐市泉町久尻四七	一						
アイセイ薬局	本薬店	本巣市早野字一本松	六五三	二					
クローバー薬局		可児市中恵土	三三五九	六三七					

あさみ 歯科	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原二一四	同
みのる 歯科	羽島市福寿町浅平三 五二	同
かわむら 歯科クリニック	羽島市竹鼻町狐六三四一五	同
ライトクリニク	大垣市鶴見町藤沢三二六	同
岩島 歯科 医院	瑞浪市一色町二 一三三 二	同
Wika Beauty Dental Clinic	中津川市八幡町二〇八二 八	同

岐阜県告示第六百四十六号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者の事務所の主たる所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社シエン	恵那市大井町二七 一九 二三六	訪問看護ステーション シエン	恵那市大井町二七 一九 二三六	平成 二六・四・一

岐阜県告示第六百四十七号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
なごやかクリニック	羽島郡岐南町三宅二 一〇六	平成二四・一・三一
竹鼻調剤薬局	羽島市竹鼻町丸の内三 二五 一	平成二五・一・三一
クローバー薬局	可児市中恵土三三五九 六三七	平成二六・三・三一
山村 医 院	土岐市泉町久尻四六 三	同
羽島皮膚科・内科	羽島市竹鼻町丸の内五 一五	同
河村 歯科 医院	羽島市竹鼻町狐六三四一五	同
第一クリニック	多治見市十九田町一 一〇	同

岐阜県告示第六百四十八号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦

株式会社トーカイメディカ	愛知県春日井市中央台 七九二	介護予防 居宅療養 管理指導	トーカイ薬局 瑞浪一色店	瑞浪市一色町一 土屋ビル一階 五七	同
社会福祉法人下呂市社会福祉協議会	下呂市萩原町萩原八七 五二	訪問介護	金山ホームヘルパーステー シヨーン	下呂市金山町大船渡六 〇〇八	同
社会福祉法人下呂市社会福祉協議会	下呂市萩原町萩原八七 五二	介護予防 訪問介護	金山ホームヘルパーステー シヨーン	下呂市金山町大船渡六 〇〇八	同
至善株式会社	土岐市妻木町一六五八	居宅介護 支援事業	居宅介護支援センター高井	土岐市妻木町一六五七	同
株式会社ミツク	静岡県藤枝市駿河台二 一七 一五	居宅療養 管理指導	つくし調剤薬局 各務原店	各務原市蘇原持田町三 五三一	同
株式会社ミツク	静岡県藤枝市駿河台二 一七 一五	介護予防 居宅療養 管理指導	つくし調剤薬局 各務原店	各務原市蘇原持田町三 五三一	同
株式会社ミツク	静岡県藤枝市駿河台二 一七 一五	居宅療養 管理指導	マルミ薬局 土岐西本町店	土岐市泉町久尻西本町 一一七	同
株式会社ミツク	静岡県藤枝市駿河台二 一七 一五	介護予防 居宅療養 管理指導	マルミ薬局 土岐西本町店	土岐市泉町久尻西本町 一一七	同
株式会社ミツク	静岡県藤枝市駿河台二 一七 一五	居宅療養 管理指導	マルミ薬局 多治見栄町店	多治見市栄町一 三七	同
株式会社ミツク	静岡県藤枝市駿河台二 一七 一五	介護予防 居宅療養 管理指導	マルミ薬局 多治見栄町店	多治見市栄町一 三七	同
株式会社ミツク	静岡県藤枝市駿河台二 一七 一五	居宅療養 管理指導	マルミ薬局 多治見栄町店	多治見市栄町一 三七	同
株式会社ミツク	静岡県藤枝市駿河台二 一七 一五	介護予防 居宅療養 管理指導	マルミ薬局 多治見栄町店	多治見市栄町一 三七	同
医療法人録三会	美濃加茂市太田町二八 二五	訪問看護	つるかめ訪問看護ステーション	美濃加茂市太田町二八 二五	同
合同会社S.K.カンパニ	羽島市竹鼻町蜂尻三七 〇二二	通所介護	レッツ倶楽部S.K.羽島	羽島市正木町新井字四 八一	同
合同会社S.K.カンパニ	羽島市竹鼻町蜂尻三七 〇二二	介護予防 通所介護	レッツ倶楽部S.K.羽島	羽島市正木町新井字四 八一	同
生活協同組合コープぎふ	各務原市鷺沼各務原町 一四 一	居宅介護 支援事業	コープぎふケアプランセン ター各務原	各務原市那加東新町二 一四六	同
株式会社ハートケア	多治見市松坂町一 五	訪問看護	たじみ松坂訪問看護ステ ーション	多治見市松坂町一 五	同
株式会社ハートケア	多治見市松坂町一 五	介護予防 訪問看護	たじみ松坂訪問看護ステ ーション	多治見市松坂町一 五	同
株式会社ハートケア	多治見市松坂町一 五	訪問看護	たじみ松坂訪問看護ステ ーション	多治見市松坂町一 五	同

株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内 二二二	介護予防 居宅療養 管理指導	アイセイ薬局 本巢店	本巢市早野字一本松六 五三二	同
高 田 実	羽島市福寿町浅平三 五二	介護予防 居宅療養 管理指導	みのる 歯 科	羽島市福寿町浅平三 五二	同
医療法人河上クリニク	恵那市長島町中野一九 四	介護予防 居宅療養 管理指導	河上クリニク	恵那市長島町中野一九 四	同
医療法人河上クリニク	恵那市長島町中野一九 四	介護予防 居宅療養 管理指導	河上クリニク	恵那市長島町中野一九 四	同
社会福祉法人吉田会	〇養老郡養老町押越七〇 一	短期入所 生活介護	ショートステイ 養老長屋	〇養老郡養老町押越五四 一	同
社会福祉法人吉田会	〇養老郡養老町押越七〇 一	短期入所 生活介護	ショートステイ 養老長屋	〇養老郡養老町押越五四 一	同
社会福祉法人多治見市社会福祉協議会	多治見市太平町二三 九一	地域包括 支援セン ター	滝呂地域包括支援センター	多治見市滝呂町一〇 八七四	同
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿 河台二九	介護予防 小規模多 機能型居 宅介護	ニチイケアセンター大垣墨 俣	二大垣市墨俣町墨俣四五	同
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿 河台二九	介護予防 小規模多 機能型居 宅介護	ニチイケアセンター本巢	本巢市曾井中島六六五 五	同
社会福祉法人協助会	可児市塩河二七〇九 一	地域包括 支援セン ター	可児市南部地域包括支援セ ンター	可児市塩河二七〇九 一	同
独立行政法人地域医療機能 推進機構	東京都港区高輪三二 二	介護予防 通所リハ ビリテー ション	独立行政法人地域医療機能 推進機構可児とうのう病院 附属介護老人保健施設	可児市土田九〇〇	同
独立行政法人地域医療機能 推進機構	東京都港区高輪三二 二	介護予防 通所リハ ビリテー ション	独立行政法人地域医療機能 推進機構可児とうのう病院 附属介護老人保健施設	可児市土田九〇〇	同
独立行政法人地域医療機能 推進機構	東京都港区高輪三二 二	短期入所 療養介護	独立行政法人地域医療機能 推進機構可児とうのう病院 附属介護老人保健施設	可児市土田九〇〇	同

特定医療法人フェニックス

各務原市鷺沼羽場町三
三三三

居宅介護
支援事業

鷺沼中央クリニック
保険相談センター
介護

各務原市鷺沼羽場町三
三三三

同

社会福祉法人 杉和会

不破郡関ヶ原町今須七
八二一

短期入所
生活介護

特別養護老人ホーム 優・
悠・邑和合

大垣市和合本町二
一四一

平成二六・四・二

有限会社 ナチュラル・ラ
イフ

静岡県浜松市中区高丘
北一七二B

認知症対
応型共同
生活介護

グループホーム 恵寿

中津川市中津川九五〇
二二五

平成二六・四・二四

有限会社 ナチュラル・ラ
イフ

静岡県浜松市中区高丘
北一七二B

認知症対
応型共同
生活介護

グループホーム 恵寿

中津川市中津川九五〇
二二五

同

有限会社 ナチュラル・ラ
イフ

静岡県浜松市中区高丘
北一七二B

認知症対
応型共同
生活介護

グループホーム 恵寿 式番

中津川市苗木字並松四
六一八 九六

同

有限会社 ナチュラル・ラ
イフ

静岡県浜松市中区高丘
北一七二B

介護予防
認知症対
応型共同
生活介護

グループホーム 恵寿 式番

中津川市苗木字並松四
六一八 九六

同

岐阜県告示第六百四十九号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する旧生活保護法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等に変更があった旨届出があったので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所
在地

変 更 年 月 日

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿
河台二九

小規模多
機能型居
宅介護

新 ニチイケアセンター大
垣 墨俣
旧 ニチイのやわらぎ大垣
墨俣

大垣市墨俣町墨俣四五
二

平成三三・四・一

株式会社ニチイ学館	公益社団法人岐阜県看護協会	公益社団法人岐阜県看護協会	医療法人社団 大誠会	株式会社ニチイ学館	独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構
東京都千代田区神田駿河台二九	岐阜市数田南五五三	岐阜市数田南五五三	大垣市新田町二一四	東京都千代田区神田駿河台二九	東京都港区高輪三二	東京都港区高輪三二
小規模多機能型居宅介護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	小規模多機能型居宅介護	通所リハビリテーション	短期入所療養介護
新ニチイケアセンター本巣	下呂訪問看護ステーション	下呂訪問看護ステーション	新訪問看護ステーションハイブ	旧ニチイケアセンター本巣	新独立行政法人地域医療機能推進機構可児とうの病院附属介護老人保健施設	旧岐阜社会保険老人保健施設サンビュール可児
本巣市曾井中島字東川原六六五五	新下呂市森七九一二七	旧下呂市森八八三一	新大垣市新田町二二四一	旧大垣市新田町二一四	新本巣市曾井中島六六五五	旧本巣市曾井中島字東川原六六五五
平成二三・四・一	平成二四・四・一	平成二四・四・一	平成二五・四・一	平成二五・一〇・一	平成二六・四・一	平成二六・四・一

独立行政法人地域医療機能
推進機構

東京都港区高輪三二

介護老人
保健施設

新
独立行政法人地域医療
機能推進機構可児とう
の病院附属介護老人
保健施設

可児市土田九〇〇

平成二六・四・一

独立行政法人地域医療機能
推進機構

東京都港区高輪三二

訪問看護

新
独立行政法人地域医療
機能推進機構可児とう
の病院附属訪問看護
ステーション

可児市土田二二二

平成二六・四・一

独立行政法人地域医療機能
推進機構

東京都港区高輪三二

介護予防
訪問看護

新
独立行政法人地域医療
機能推進機構可児とう
の病院附属訪問看護
ステーション

可児市土田二二二

平成二六・四・一

社会福祉法人協働会

可児市塩河二七〇九

地域包括
支援センター

新
可児市東部地域包括支
援センター

可児市久々利一五二七

平成二六・四・一

岐阜県告示第六百五十号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四百号）による改正前の生活
保護法（昭和二十五年法律第四百四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十四条
の二第四項において準用する旧生活保護法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五
年法律第六六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の
自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」と

いう。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十条の二
の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、
旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその
例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所
在地

廃止年月日

社会福祉法人下呂市社会福
祉協議会

下呂市萩原町萩原八七
五二

訪問入浴
介護

小坂訪問入浴サービスセン
ター

下呂市小坂町大島一八
〇七

平成二六・三・三一

社会福祉法人下呂市社会福祉協議会	下呂市萩原町萩原八七五二	介護予防訪問入浴介護	小坂訪問入浴サービスセンター	下呂市小坂町大島一八〇七	同
黒木岳	愛知県名古屋市長一三梅森坂一 九〇四一	居宅療養管理指導	クローバー薬局	可児市中恵土三三五九六三七	同
黒木岳	愛知県名古屋市長一三梅森坂一 九〇四一	介護予防居宅療養管理指導	クローバー薬局	可児市中恵土三三五九六三七	同
社会福祉法人下呂市社会福祉協議会	下呂市萩原町萩原八七五二	訪問入浴介護	金山訪問入浴サービスセンター	下呂市金山町金山九七七	同
社会福祉法人下呂市社会福祉協議会	下呂市萩原町萩原八七五二	介護予防訪問入浴介護	金山訪問入浴サービスセンター	下呂市金山町金山九七七	同
下呂市長	下呂市森九六〇	訪問介護	金山ホームヘルパーステーション	下呂市金山町金山九七七	同
下呂市長	下呂市森九六〇	介護予防訪問介護	金山ホームヘルパーステーション	下呂市金山町金山九七七	同
高井病院	土岐市妻木町一六五八	居宅介護支援事業	高井病院	土岐市妻木町一六五八	同
社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会	加茂郡坂祝町黒岩一五三一	訪問介護	坂祝町社協指定訪問介護事業所	加茂郡坂祝町黒岩一五三一	同
社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会	加茂郡坂祝町黒岩一五三一	居宅介護支援事業	坂祝町在宅介護支援センター	加茂郡坂祝町黒岩一五三一	同

岐阜県告示第六百五十一号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する旧生活保護法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

休止年月日

岐阜県知事 古田 肇

自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があったので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十五日

株式会社さん・さん
 株式会社さん・さん
 株式会社さん・さん
 株式会社さん・さん

羽島郡笠松町門間字四
 反田一七五二
 羽島郡笠松町門間字四
 反田一七五二
 羽島郡笠松町門間字四
 反田一七五二
 羽島郡笠松町門間字四
 反田一七五二

訪問介護
 訪問介護
 訪問介護
 訪問介護

さん・さん笠松訪問介護
 さん・さん笠松訪問介護
 さん・さん笠松訪問介護
 さん・さん笠松訪問介護

岐阜県告示第六百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十一月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
岐卓線 各務原線		各務原市那加新田町二丁目四四番地先から 同市同町同四七番二地先まで	前 後	九・八〇 一〇・七〇	九三・〇 九三・〇	

岐阜県告示第六百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

羽島郡笠松町門間字四
 反田一七五二
 羽島郡笠松町門間字四
 反田一七五二
 羽島郡笠松町門間字四
 反田一七五二
 羽島郡笠松町門間字四
 反田一七五二

平成二五・一一・一
 同
 平成二六・二・二八
 同

なお、その関係図面は、平成二十六年十一月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の年月日）
御岳山線 朝日線		高山市朝日町胡桃島大字与十郎四二六番一地先地内	一〇六・〇	平成二六・一一・二五	平成二六・四・一六

岐阜県告示第六百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

公 示

- 一 都市計画の種類
中津川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び中津川市基盤整備部計画課

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人生活支援ネット・ぐじょう
- 三 代表者の氏名 和田 一丸
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市白鳥町白鳥三三番地の一七
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害児・者及びその家族に対して、豊かな地域生活を送るための相談・支援、その他必要な支援に関する事業を行うとともに、関係諸団体との連携を構築して地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項

の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十一月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人がやきキッズクラブ
- 三 代表者の氏名 長谷川 則子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市柳町七番七号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域におけるすべての子ども達、特に障がいのある子ども達とその家族に対して、養育や療育、教育などの広範囲に渡り、子育て支援に関する事業を行い、子ども達の健全育成と地域福祉の増進を図り、さらには障がいのある人達が市民と共生するまちづくりを推進し、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年十一月二十五日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日

平成二十六年十一月十三日

取消年月 平成二十六年九月四日	商号又は名称 アシタバ造園	代表者の氏名 高田剛	主たる営業所の所在地 大垣市波須一丁目四三九	許可番号 般二十一〇〇〇三	取り消した工事業 土木、建築とび・土工、石、電気、タイル・れんが、ブロック、造園及び水道施設工事業
--------------------	------------------	---------------	---------------------------	------------------	--

平成二十六年十一月二十五日
岐阜県知事 古田 肇

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

（変更前）株式会社カネスエ 代表取締役 牛田 彰
（変更後）株式会社カネスエ商事 代表取締役 牛田 彰

愛知県一宮市下川田町五丁目二番地
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社カネスエ 代表取締役 牛田 彰
（変更後）株式会社カネスエ・あーすワン 代表取締役 牛田 宜志

愛知県一宮市下川田町五丁目一番地

四 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 届出者の氏名又は名称
株式会社カネスエ・あーすワン

三 建物の名称及び所在地
カネスエ岐阜大前店
岐阜市折立字北浦三一一

平成二十六年九月三日	中橋商会	中橋典孝	各務原市三井東町四丁目一〇〇番地	般二十一〇〇八〇	機械器具設置工事業
平成二十六年九月三十日	松南株式会社	代表取締役 宮内 理	岐阜市六条南三六九	般二十三〇〇〇〇	土木、管及び水道施設工事業
平成二十六年九月三十日	有飛住宅設備	代表取締役 鈴木 博文	加茂郡白川町赤河三九九番地	般二十一五三四九	建築、管及び水道施設工事業
平成二十六年九月二十六日	有限会社久保田建設	代表取締役 下野 彰一	揖斐郡池田町池野四九八番地の一〇	般二十一二〇五七	電気工事業
平成二十六年九月二十四日	朝日金属株式会社	取締役 水崎武秀	岐阜市真砂町六丁目六番地	般二十三〇一七〇	鋼構造物工事業
平成二十六年九月二十二日	丸智技建	長野智明	本巣市軽海一二七二番地	般二十五〇〇二二一	とび・土工、管及び水道施設工事業
平成二十六年九月二十二日	株式会社イー・コミュニケーション	代表取締役 杉山 和枝	本巣郡北方町芝原中町四丁目二九番地の五	般二十三〇一七四	電気通信工事業
平成二十六年九月二十二日	三田保温工業	三田日出夫	羽島郡笠松町門間五三六番地	般二十三〇〇一〇〇	熱絶縁工事業
平成二十六年九月二十二日	文殊丸五製瓦工場	森川康廣	本巣市文殊一〇一番地四	般二十四〇一〇〇四	屋根工事業
平成二十六年九月十九日	安田造園	安田栄次	揖斐郡池田町宮地五三七	般二十二三〇〇二二	土木、とび・土工及び造園工事業
平成二十六年九月十九日	未来技研株式会社	代表取締役 弘 二神	安八郡輪之内町榎保一六九五番地の一	般二十四二〇〇六六	消防施設工事業

<p>同東建築第七七号の四 同二五・九・三〇 同東建築第七六号の 六 同二六・九・八</p>	<p>同東建築第七七号の五 同二五・一〇・二一 同東建築第七六号の 七 同二六・一〇・六</p>	<p>同岐西建築第一三号 の二三 同二六・一〇・八</p>
<p>土岐市下石町字西山三〇四番八九、外 十五筆</p>	<p>土岐市土岐ヶ丘二丁目2番の一部</p>	
<p>道路・緑地・ 消防の用に 供する貯水 施設</p>	<p>消防の用に 供する貯水 施設</p>	
<p>同</p>	<p>同</p>	
<p>岐阜県恵那市大井町一八〇番地の一 株式会社バロ 代表取締役 田 代 正 美</p>	<p>東京都千代田区大手町二丁目九番七号 三菱地所・サイモン株式会社 代表取締役社長 山 中 拓 郎</p>	

平成二十六年十一月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社